

## 7 水産基盤整備事業

### (1)水産基盤整備事業概要

平成13年6月、「漁港法」の一部が改正され、平成14年4月1日より新たに「漁港漁場整備法」が施行された。

これに伴い、漁港や漁場の整備については、総合的かつ計画的な整備を行うことを目的として、従来の「漁港整備 長期計画」、「沿岸漁場整備開発計画」から、「水産基盤整備事業」として再編・統合された。

### ○水産基盤事業採択基準及び負担区分等(抜粋)

#### ①水産基盤整備事業

事業名	事業内容	主な採択要件	実施主体	国庫補助率
直轄特定漁港漁場整備事業(漁港)	漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備基本方針について定められた特定漁港漁場整備事業計画により、外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る)並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る)の整備を行う。	計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすもの(事業要件)。	国	-
直轄特定漁港漁場整備事業(フロンティア漁場整備事業)	優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成、並びに漁場の保全のための事業を実施する。	計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであり、 ①排他的経済水域において ②TAC又はTAEにより資源管理がなされている魚種であり ③保護措置が講じられているものを対象とし、事業による著しい効果があると認められるもの。(事業要件)	国	-
水産流通基盤整備事業	① 第3種漁港、第4種漁港等において、我が国水産物の流通拠点として、安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁などの整備を行う。 ② ①の対象漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設については、①と併せて一体的に整備することができる。	・計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの ・漁港施設については、漁港あたり計画事業費が5億円を超えるもの ・第3種漁港又は第4種漁港であること ・第2種漁港にあつては、利用漁船の実隻数が200隻以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの	地方公共団体等	1/2等
水産物供給基盤整備事業(水産基盤ストックマネジメント事業)	① 漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定(施設の機能診断を含む。)及び保全工事(コスト削減の観点から、耐震・耐液性能の確保対策をあわせて実施することが可能。) ② 事業対象施設 ・漁港施設・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設 ・漁場施設・増殖場(消波施設及び中間育成施設に限る。)、養殖場(消波施設及び区画施設に限る。)	① 第1種又は第2種漁港であつて、1港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚げ金額が1億円程度以上 ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの ② 第3種又は第4種漁港であること ③ 漁場施設(増殖場、養殖場)については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が①又は②に該当するものであること	漁港管理者(都道府県、市町村)	1/2等
漁港施設機能強化事業	・高波・波浪対策 低気圧や台風等による高潮・波高の増大等に対する漁港の安全対策として、外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の漁港施設の機能強化及び浸水防止施設、排水設備、漁船漂流防止施設等の設置を行う。 ・地震・津波対策 大規模地震の発生危険地域や過去に津波被害が発生した地域において、地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全対策として、外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の漁港施設の機能診断や安全確保がなされていない施設への機能強化及び避難施設、避難路等の整備を行う。	・計画事業費が一地区当たり、機能診断にあつては2千万円以上、機能強化工事にあつては5千万円以上20億円未満のもの ・高潮・波浪対策については、近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及び現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港 ・地震・津波対策については、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等にかかる地震防災対策強化または推進地域及び過去に津波被害を受けた地域等に立地する漁港	漁港管理者(都道府県、市町村)	1/2等
水産資源環境整備事業	① 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備 ・事業メニュー 魚礁(浮魚礁含む)、増殖場(着底基質、消波施設、海水交流施設等)、湧昇流漁場(マウンド礁)、養殖場(消波施設、区画施設等) ② 水域環境保全のための事業 ・事業メニュー 堆積物の除去、底質改善(しゅんせつ、耕うん等(養殖場を含む))、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等	①の事業 ・計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの(一部メニューを除く) ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等 ②の事業 計画事業費が一事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等	地方公共団体等	1/2等
水産生産基盤整備事業	① 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設(水産資源の増殖機能付加含む)を一体的に整備する事業 ② 養殖場を含む水域の環境保全のための事業	①の事業 ・計画事業費が一事業につき3億円(ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は、5億円)を超えるもの ・事業規模等が一定の要件を満たすもの 等 ②の事業 ・計画事業費が一事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの(一部メニューを除く) ・事業規模が一定の要件を満たすもの 等	地方公共団体等	1/2等

※上記事業制度は、平成28年度 現在である。

(2) 平成28年度事業実績(漁場関係)

①水産環境整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
えりも以東地区	落石東 (根室市落石沖)	ミズダコ	産卵礁 A=2.55ha	産卵礁 A=2.55ha	60,912	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
	落石沖 (根室市落石沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ソイ・アイ ナメ・コマイ	魚礁 V=70,000空m <sup>3</sup>	魚礁 V=6988.60空m <sup>3</sup>	169,927	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	H27補正
	根室太平洋 (根室市花咲沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ソイ・アイ ナメ・コマイ	魚礁 V=70,000空m <sup>3</sup>	魚礁 V=6,988.6空m <sup>3</sup>	168,480	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	
北海道太平洋 東部地区	落石沖 (根室市落石沖)	タラ・カレイ類・ ホッケ・ソイ・アイ ナメ・コマイ	魚礁 V=70,000空m <sup>3</sup>	魚礁 V=3,178.55空m <sup>3</sup>	91,552	落石・歯舞・根室・ 根室湾中部漁協	H28補正
野付半島地区	野付半島 (別海町尾岱沼地 先)	アサリ	人工干潟 A=5.92ha	人工干潟 A=3,840m <sup>2</sup>	61,333	野付漁業協同組合	

②漁場施設整備事業

計画地区名	漁場名 (施設設置箇所)	対象生物	全体事業量 (計画数量)	工区別事業量 (施設内容)	事業費 (千円)	受益	備考
野付地区	別海町床丹地先	-	-	離岸堤堤体工補 修 ブロック138個	5,000	-	
野付半島地区	野付半島 (別海町尾岱沼地 先)	アサリ	-	人工干潟 A=692m <sup>2</sup>	702	野付漁業協同組合	

(3) 平成28年度事業実績(漁港関係)

①水産流通基盤整備事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
尾岱沼	尾岱沼	-3.5m泊地、用地	401,836	
標津	標津	-2.5m泊地	87,876	

②漁港施設機能強化事業

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
友知	友知	南防波堤、南護岸	65,974	
峯浜	峯浜	防砂堤、東防波堤	371,920	

③水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)

計画地区名	漁港名	整備内容	事業費 (千円)	備考
松法	松法	-3.0m岸壁	55,588	
峯浜	峯浜	-3.5m航路	17,964	
薫別	薫別	-3.5m航路、-3.5m航路	18,809	
標津	標津	-4.5m航路	103,958	
幌茂尻	幌茂尻 (温根沼)	岸壁	53,534	
	幌茂尻 (幌茂尻)	道路	5,426	
友知	友知	-3.5m航路	19,440	

(4) 漁場整備事業実施箇所図

